

(健 I 129)

令和2年8月18日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕



運動型健康増進施設の認定等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。

健 健 発 0 7 2 7 第 1 号
令 和 2 年 7 月 2 7 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（グレイスフル スポーツクラブ サラマンダー）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 一般財団法人 三宅医学研究所
代表理事 三宅 信一郎

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年6月22日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設の名称 グレイスフル スポーツクラブ サラマンダー
2. 施設の所在地 香川県高松市番町1丁目10番地5
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年7月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健 健 発 0 7 2 7 第 2 号
令 和 2 年 7 月 2 7 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（愛知医科大学運動療育センター）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 学校法人 愛知医科大学
理事長 祖父江 元

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年3月31日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設の種類 愛知医科大学運動療育センター
2. 施設の所在地 愛知県長久手市岩作丸根12番地6
愛知県長久手市岩作雁又1番地10
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年7月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健 健 発 0 7 2 7 第 3 号
令 和 2 年 7 月 2 7 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（スポーツアカデミー小矢部）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 株式会社 フォージャースウエルネス&スポーツ
代表取締役 伊藤 晴康

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年6月29日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 スポーツアカデミー小矢部
2. 施設 の 所 在 地 富山県小矢部市埴生字谷内2番地1、2番地8、2番地9、
12番地3、12番地16、3221番地、12番地16地先
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年7月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健健発0728第2号

令和2年7月28日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年7月28日をもって別紙の施設（疲労回復ジム OASIS）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認 定 書

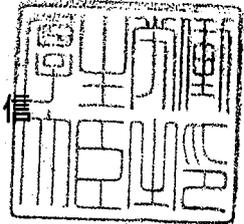
申請者 株式会社 ライフフィット
代表取締役 和田 千恵子

令和2年6月22日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年7月28日

厚生労働大臣

加藤 勝信



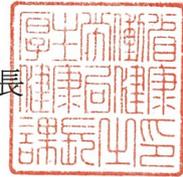
1. 施設名称 疲労回復ジム OASIS
2. 施設所在地 富山県砺波市高波848番地1
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日

健健発0728第1号
令和2年7月28日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年7月28日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0728第3号

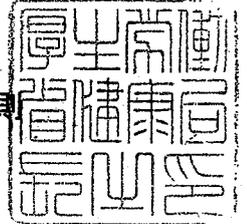
指 定 書

申請者 公益財団法人 香川成人医学研究所
代表理事 松浦 和義

令和2年4月15日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年7月28日

厚生労働省健康局長 宮寄 雅則



1. 施設名 ウェルプロモーション
2. 施設所在地 香川県坂出市横津町3丁目1178番地1

健 健 発 0 7 3 0 第 1 号

令 和 2 年 7 月 3 0 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（メディカル&ウエルネスクラブ ム・ウ21あざみ野）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

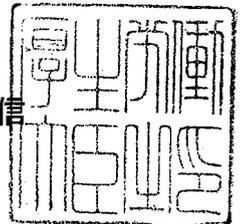
申請者 医療法人社団 健生会
理事長 長濱 隆史

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年7月10日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 メディカル&ウエルネスクラブ ム・ウ21あざみ野
2. 施設 の 所 在 地 神奈川県横浜市青葉区あざみ野4丁目2番地4、2番地13
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年7月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信



健健発0730第2号
令和2年7月30日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省健康局
健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年7月30日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0730第1号

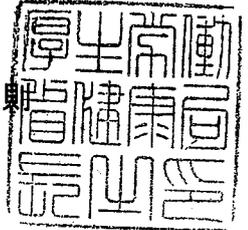
指 定 書

申請者 静岡ビル保善 株式会社
代表取締役 石井 宏司

令和2年7月10日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年7月30日

厚生労働省健康局長 宮崎 雅典



1. 施設名 相模原市立総合水泳場
2. 施設所在地 神奈川県相模原市中央区横山5丁目11番地1号



健健発0807第1号

令和2年8月7日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（公益財団法人 北陸体力科学研究所）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

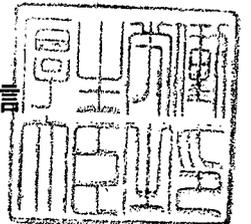
申請者 公益財団法人 北陸体力科学研究所
代表理事 勝木 保夫

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年7月10日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 公益財団法人 北陸体力科学研究所
2. 施設 の 所 在 地 石川県小松市八幡イ10番地3 9番地5 13番地1
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和2年8月7日

厚生労働大臣 加藤 勝信





健健発0807第2号

令和2年8月7日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、令和2年8月7日をもって別紙の施設（初動負荷トレーニングメディカル越谷）を認定しましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。



厚生労働省発健0807第2号

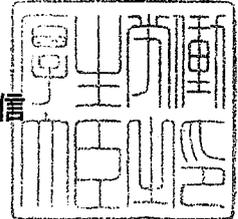
認 定 書

申請者 医療法人社団 埼玉光明会
理事長 高田 直也

令和2年7月29日付け健康増進施設認定申請について、健康増進施設認定規程
(昭和63年厚生省告示第273号)第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に
規定する健康増進施設であって同規程第4条の基準に適合するものとして認定する。

令和2年8月7日

厚生労働大臣 加藤 勝信



1. 施設名称 初動負荷トレーニング メディカル越谷
2. 施設所在地 埼玉県越谷市大沢字古川3219番地19
3. 施設の種類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日